

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

報告書(別表第3)

2025年3月4日

アートチャイルドケア株式会社
代表取締役社長 村田省三様

〒 001-0045

住所 札幌市北区麻生町3丁目5-5
芝生のアパートSK103号

電話番号 011-788-2563

特定非営利活動法人
評価機関名 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
ナルク北海道福祉調査センター

認証番号 北海道 第20-002号

代表者氏名 代表 小山孝



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号			
	(1)	霜山幸雄	総合	第0119号			
	(2)	井上秀美	福祉医療保健	第0173号			
	(3)	佐藤みどり	総合	第0262号			
	(4)						
	(5)						
サービス種別	保育所						
事業所名称	アートチャイルドケア新琴似						
設置者名称	アートチャイルドケア株式会社						
運営者(指定管理者)名称	同上						
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2024年5月31日	～	2025年3月4日				
利用者調査実施時期	2024年6月4日	～	2024年8月10日				
訪問調査日	2024年10月28日						
評価合議日	2025年2月14日						
評価結果報告日	2025年3月4日						
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし						
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。							

評価結果公表事項（別表第2）

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

新琴似

②運営者（指定管理者）に係る情報

名称：アートチャイルドケア株式会社

代表取締役社長 村田 省三

所在地：〒140-0002 東京都品川区東品川 1-3-10 アートコーポレーション東京オフィス 3F

TEL 03-5461-0123

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1、 地域との交流を広げる取り組み

法人の企業理念に「子育て支援を通して社会に貢献する」を明記し、園が有する機能を地域に開放・提供する取り組み、地域交流の場、子育て支援の一環として「アートみんなの食堂」を札幌市内 2 園で開催し、保育園が地域の方々のコミュニティの場として、地域交流に努めている。休日にはアートチャイルドケア新琴似から職員が参加協力している。

2、 保育所選択に必要な情報を法人主体の積極的な発信

アートチャイルドケア株式会社による全保育施設一元管理の公式ホームページにより、企業理念の理解「We care for ケアをまんなかに」から、保育理念と保育目標を掲載し、その中の施設案内項目で当該保育園の保育内容の情報発信が図られている。また、園紹介は法人様式の「ホームページ変更依頼書」を用いて、毎月、定期的に更新する仕組みを構築している。パンフレット作成も法人管理様式をもとに、園独自の記入可能箇所に園の施設や園長の保育に向けての思いを掲載し、地域内の園の中から選択される際に参考となる情報発信として図表や写真、地図を用いて理解しやすい内容の作成に努めている。

3、 各年齢に合わせた食育の実践

食育計画は、各年齢を通して一貫性のある計画を立て、指導計画に連動性を持たせて食育活動ができるようしている。豆腐、夏野菜、果物に触れる段階を経て果物の皮むきを行っている。乾物等を使い触れる、混ぜるなどのクッキングや苦手な野菜に触れ、夏野菜の栄養について子どもに伝えている。野菜等の栽培、収穫を通して食べ物への興味や食の大切さにつなげている。野菜等に触れる、皮むきをする、混ぜる、こねる、クッキングをする、栽培、収穫するなど各年齢の発達過程にそった食育活動を展開している。食についての関心を深めることから食べたい物や食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。

◇改善を求められる点

1、中・長期計画の策定について

法人において3カ年経営方針を作成しているが、期間の明記がなく、理念や基本方針の実現に向けた年度毎の具体的な取り組み（職員体制、人材育成、数値目標、具体的な成果等）を設定することが求められる。

2. 実習生及びボランティアの受け入れについて

法人において実習生マニュアルを作成し保育所に明示しているがボランティアマニュアルについては未作成となっている。

保育所においては、実習生及びボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化とともにボランティア受け入れに関するマニュアルを作成することが求められる。

3. 個人情報保護委員会公表のガイドラインを基にした規程等の見直し

記録の管理として各種関係規程・規則等をもとに管理体制を構築し、「業務マニュアル」の「個人情報と守秘義務」項目に共通的に誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分の文書化から各職員が記録の管理に努めている。ゆえに組織としても「個人情報保護規程」について、個人情報保護委員会から公表されている「ガイドライン」の「講ずべき安全管理措置の内容」明記にある具体的な手法に関する準拠対応に向けて「業務マニュアル」の見直し取組みと同様に規程の見直しに取組むことが期待される。特に、廃棄、不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法等の検討が期待される。

4. 「全体的な計画の構成」

全体的な計画は、保育理念、保育目標にもとづいて本園の特色をもって作成している。地域・小学校との連携、異年齢保育、家庭状況を踏まえた支援、長時間保育、健康支援等の保健計画、食育計画等に連動性をもたせている。しかし、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮していない。また、養護に関する内容は、乳幼児期の発達過程にそった構成になっていないため、指導計画への作成に生かされていない。今後、養護に関する内容の構成を検討して、一貫性、連続性をもって全体的な計画を作成していくことを期待する。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の評価結果について確認しました。毎年の自治体立入調査や社内の内部監査だけでは気が付くことの出来ない項目に対して、助言や評価をいただけて大変参考になりました。施設毎の中長期計画の策定に関しては、現在本部でも課題として検討している段階ですので今回の結果について報告いたします。また、ボランティアマニュアルや個人情報規程、全体的な計画の見直しについても関係部署と連携して改めて見直しを図っていきたいと考えています。評価をいただいた点についても、社内により自信と誇りをもって取り組んでいけるようにしたいと思います。

⑥評価対象項目に対する評価結果コメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

アートチャイルドケア新琴似

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b 法人の企業理念「子育て支援を通して社会に貢献する」を踏まえ「自分らしく」生きていくことのできるこどもを等を保育理念とし、理念に基づいた保育目標などを内部文書、入園のしおり、事業計画、パンフレットに明示し、職員には職員会議、法人主催の研修などで周知し、家族にはクラス懇談会等で資料を基に説明し、園内に掲示、ホームページに記載し、行事の園長挨拶の際や園便り等でも周知している。地域の図書館、保健センター、子育て支援団体等にパンフレット等を置くなどして、園の理念・活動等を地域住民などへ広く周知することが望まれる。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b 社会福祉事業全体の動向は、行政、関係団体からの情報、法人の全国園長会議・北海道園長会議などに出席して把握に努めている。園長会議には、役員が出席し経営状況などについて説明・指示があり、職員会議で周知している。地域の課題については、保健センターとの情報交換、区幼保小連携推進協議会などから把握し、地域における利用者像の変化、保育のニーズ等については、保健センターの情報、見学者の状況等に基づき、法人の運営管理をサポートする北海道認可ユニットと協働で把握に努めているが課題の把握・分析が十分とは言えない。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b 法人の全国園長会議、北海道園長会議、区幼保小連携推進協議会などに出席して課題を把握し、職員会議で周知している。園長会議には法人の役員が出席して経営状況などについて説明・指示があり各園の運営状況等は数値化され会議資料として配布される。園長は職員面談等で改善すべき課題について意見を聞いて職員全員で改善策の検討を行っている。更なる取り組みを期待する。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c 中・長期の事業計画・収支計画が策定されていない。法人において3ヵ年経営方針を策定しているが期間の明記がなく、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取り組み、数値目標、具体的な成果等を設定することが求められる。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c 中・長期の事業計画・収支計画が策定されていない。要件を具備した中・長期計画等の作成が求められる。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	単年度の事業計画は行事終了時及び年度末に職員会議で評価・見直しを行って、法人の運営管理をサポートする北海道認可ユニットへ要望し法人本部で策定される。事業計画の内容については会議等で職員に周知し、玄関に資料を掲示し自由に閲覧できる体制であるが、職員に資料を配布するなどより理解を促す取り組みが期待される。事業計画は事業内容を具体的に示し成果等を設定することが求められる。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	事業計画には保育理念と目標、各組の保育目標、保育内容、行事計画などを明記し、クラス懇談会などで説明している。更に行事計画は園だよりなどで周知している。また、園内に事業計画を掲示して閲覧できるようにしている。保護者等への周知にあたっては、事業計画の主な内容をわかりやすくまとめた資料を作成するなどより理解しやすいよう工夫が望まれる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	福祉サービスの質の向上に向け法人の自己評価の手引きに基づき、保育所における自己評価を行って園の検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行って保育の質の向上に努めている。又、法人全体で定期的に第三者評価を受審している。園では今回2回目の第三者評価を受審し、第三者評価結果の課題を分析・記録して共有化するよう努めているが、実効性ある取り組みが求められる。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	園長は年度末に、自己評価結果を分析して改善すべき課題について職員面談等で意見を聞いて取り纏め、課題を文書化し、職員全員で改善策の検討を行って改善に取り組んでいる。自己評価の結果及び今後の課題や改善策を園内に掲示するとともにホームページで公表し保護者等へ知らせていく。第三者評価結果の改善策について、計画的な実効性ある取り組みが求められる。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	園長の役割と責任は、園運営規程及び危機管理マニュアルに明文化し、園組織図、重要事項説明書などに明記して、会議や園便り等で自らの役割と責任を表明している。法人の危機管理マニュアルに指揮権者（園長）不在の場合は主任保育士を指定している。園長の職務内容は、「取締役会の決定する方針に従い、保育園の管理運営を統括する」ことが明記されているが、職務分掌等所管事項について具体的に文書化し、会議等で職員に周知することが求められる。
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	遵守すべき法令等について、園長は法人の全国園長会議、北海道園長会議、法人が実施する施設長研修などに参加し、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。職員に対しては、法人本部が実施する全職員を対象とした動画による保育理念・安全管理・人権侵害・感染症対策などをテーマとし、園内研修を実施している。又、労働・雇用・防災など関係法令について法人本部から通達があり会議等で職員に周知している。法人本部にコンプライアンス・リスク管理委員会を設け法令遵守に努めている。園長は遵守の対象となる多くの関係法令を更に理解する取り組みが期待される。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	園長は関係機関、関係団体等の会議・研修会等へ参加し、クラス懇談会、個人懇談、運営委員会、顧客満足度アンケートを行って園の良さや課題の把握に努め、職員会議で周知している。また、園長は、園の目標「楽しく保育 つながる保育」2024年度NO1宣言を定め、年に数回評価を行って、職員面談等で意見を聞いて検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行っている。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b	法人の園長会議に、役員が出席して経営状況、運営上の課題について説明・指示があり、園長は職員会議で周知し指導に当たっている。法人として、従業員の子育て期に一定期間育児に専念できる育児休業制度や、時短勤務制度、産後パパ育休など勤務支援制度を設けて働きやすい職場作りに努め、園長はICTの活用や急なシフト変更に対応したり、希望日に休暇が取れるよう職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいる。更なる効率的な業務実現を目指しコンピューターの増設が期待される。

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b 園の要員計画を策定し、法人の就業規則等に基づき、法人本部で効率的な採用活動、人事管理、雇用形態に合わせた職員の育成を行っている。友達紹介制度やホームページなどで採用活動を行い、障害者雇用への対応など継続して勤務できるようメンタリングを実施するなどして必要な人材確保に努めている。採用希望者が少なく、常勤職員と非常勤職員の比率など立案するまでには至っていない。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a 業務マニュアル及び運営規程に「期待する職員像」を明記し、人事基準、評価基準により年2回人事考課を実施している。人事考課に合わせ個人面談や実際の勤務状況等を踏まえ、職員の意向・意見などを把握し総合的な人事管理を実施している。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a 職員の有給休暇等の就業状況は、ワークライフバランスに配慮して、園長が定期的に点検分析し改善に向けた取り組みがなされている。職員の意向を把握するため、日常的に適切な助言を行い、自己評価チェックシート提出時及び人事考課時等に個別面談を行い相談しやすい体制となっている。法人に「日本一保育士が働きやすい委員会」を設け、従業員の子育て期に、一定期間育児に専念できる育児休業制度や職務負担を軽減する処置を設けている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b 業務マニュアル及び運営規程に「期待する職員像」を明記し、法人の自己評価の手引きに基づき全職員を対象として自己評価を実施し、職員は年度当初個人目標を立て自己評価兼研修計画に記入し、課題や改善すべき点を明確にして、毎月、自分の立てた目標を振り返るとともに、園長が面接（年度当初・中間・年度末）又、必要に応じて面談して目標達成度の確認を行い、職員一人ひとりの育成に向け取り組んでいる。目標達成に向け日常的に更なるコミュニケーション、支援が求められる。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b 業務マニュアル及び運営規程に「期待する職員像」を明記し、法人本部が担当し、職員の知識・技能水準に合わせて職員の研修（新卒研修、新任施設長研修、施設長研修、非常勤職員を含む全職員が対象の選択式研修、保育実践事例研修、眠育アドバイザー講座、動画による園内研修など）を実施している。研修受講者は研修報告書を作成して回覧し、次の研修計画に反映させている。コロナ禍のため関係団体等が行う外部研修には不参加となっている。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a 法人本部が担当し、職員の知識・技能水準、専門資格の取得状況に合わせて職員の研修（新卒研修、新任施設長研修、施設長研修、選択式研修、保育実践事例研修、眠育アドバイザー講座、動画による園内研修など）を実施している。園長は団体などが行う外部研修の情報を職員に提供し、シフトを調整して研修の機会確保に努めている。研修受講者は研修報告書を作成して回覧し、次の研修計画に反映させている。新採用保育士には指導者を配置して育成している。コロナ禍のため関係団体等が行う外部研修には不参加となっていたが今年度は参加できるようにしている。
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c 法人の実習生マニュアルに基づき、保育士養成施設等からの受け入れ態勢を整えているが、研修・受け入れに関する基本姿勢を明文化することが求められる。コロナ禍等により令和6年10月現在、実習生の受け入れはない。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b 法人のホームページに、会社概要・組織図・保育理念・保育目標・人材育成・研修体制などについて公開し、園のホームページに、保育の特徴、保育の様子などを公開し、事業計画、予算・決算、事業報告を園内へ掲示している。園に対しての意見や苦情内容、改善内容については毎月、園便りで報告している。第三者評価の受審結果については、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構ホームページで公開している。地域の図書館、保健センター、子育て支援団体等にパンフレット等を置くなどして、園の理念・活動等を地域住民などへ広く周知することが望まれる。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a 法人の経理規程に経理・予算・出納・決算・会計監査などに関する権限、責任、ルールが明記され職員に周知している。出納職員（施設長）は月次試算表を北海道認可ユニットの確認・指導を得て総括管理責任者（本部経理部長）に提出し、法人の経理で点検・確認している。会計監査（内部監査・外部監査）については、経理規程に基づき、実施することとしている。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a 当園はJR新琴似駅に隣接し、地下鉄麻布駅にも近く公共交通機関を利用し、円山動物園、札幌雪祭りなど地域の催しに参加するなど、地域との交流に努めている。又、地域の図書館から本を借りるなどして地域資源の活用に努めている。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c ボランティア受け入れに関する基本姿勢並びに地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化するとともに受け入れマニュアルの整備を期待する。コロナ禍等により令和6年10月現在、ボランティアの受け入れはない。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b 児童相談所、保健センター、病院、小学校、消防署などの社会資源や関係機関、団体の連絡方法を明示し、区幼保小連携推進協議会等と定期的に会議を開催し、児童相談所・保健センターなどと連携して課題や情報を共有し問題解決に当たっている。社会資源や関係機関、団体の連絡方法を明示した資料等の活用について職員に周知することが求められる。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	a 地域の福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取り組みとして、区幼保小連携推進協議会などに参加して地域の生活課題等を把握し、法人の企業理念に「子育て支援を通して社会に貢献する」を明記し、園が有する機能を地域に開放・提供する取り組み、地域交流の場、子育て支援の一環として「アートみんなの食堂」を札幌市内2園（札幌元町・札幌百合が原）で開催し、地域交流・地域の福祉ニーズ等の把握に努めている。休日には、市内アートチャイルドケア各園から職員が参加協力している。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a 見学者の子育て相談、運営委員会の開催、地区関係団体等との会議などから把握した地域の福祉ニーズに基づき、延長保育事業、一時保育促進事業、乳児保育事業、障がい児保育促進事業、アートみんなの食堂を実施している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a 法人による全国各園共通の基本となる「業務マニュアル」に企業理念、保育理念を明記したマニュアルを作成し運営する園の全ての職員の遵守を求めて安心安全な高品質な保育の取組みを目指している。法人管理の「全体的な計画」の保育理念欄に「子どもの全人格を尊重」等を明示して法人全体の職員理解に取組んでいる。また日本と異なる文化の子どもの入園時には、ボランティア通訳の協力を得て、子どもの人権や文化の違いを踏まえた子どもを尊重した保育について保護者理解を得る取組が行われている。
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b 「業務マニュアル」にオムツ交換やプール実施等の場面について、プライバシー保護に関する配慮事項を明示し園生活を営む中で子どものプライバシーを守る空間環境の工夫を行った保育の提供に努めている。その保育提供の現状を活かし、プライバシー保護の規程・マニュアル等の充実と、その取組について子どもや保護者に理解・周知を図ることが期待される。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a 法人による全保育施設一元管理のホームページにより、企業理念をはじめ保育理念と保育目標を掲載し、その中の施設案内項目で当該保育園の保育内容の情報発信が図られている。ホームページ上で当該「施設の様子」を保護者等に紹介するために、翌月更新分として、毎月、法人指定日までに送信する取組から見直しに努めている。また法人指定様式を用いて保育内容紹介のパンフレットを作成して見学等の希望者へパンフレットを提供し園内を案内しながら丁寧な説明対応に努めている。
31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b 入園面談と入園時の手順及び配慮と使用する資料等のリストを「業務マニュアル」に定めている。入園時に「重要事項説明書」等をもとに丁寧な説明に努めて同意を得ている。「重要事項説明書」の内容に変更がある場合は、その都度保護者へ書面通知し同意を得ている。入園時の保護者対応には同じ手順・内容になるように定めているので、進級時等の保育内容の変更時にも同様に同じ手順・内容になるよう、現在各担当職員が工夫・配慮して行っている手順・内容等を集約して園として定める取組が期待される。
32	III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b 保育所の変更等の退所について「運営規程」による園長による保育の継続性に配慮・対応の仕組みがある。障がい児保育等で支援が必要な子どもについては、保護者の承諾を得て地域の療育機関と情報共有を行い保育の継続性の配慮に努めている。入園中の業務として組織的に各職員が共通対応する「業務マニュアル」の検討と同様に、保育の継続性配慮対応として退園時及びアフターケアに関する組織的な引継ぎや申送りの手順についても担当者・窓口、説明文書の内容及び手渡し等を検討し定めることが期待される。

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	日々の保育の中で、子どもが保育士に対して自分の意見を伝えられるように丁寧な間を意識した関わり方等の工夫などから子どもの満足感把握に努めている。法人管理の企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility : CSR)の一環として情報通信技術(Information and Communication Technology : ICT) アプリを利用し、保育生活について保護者の受け止め方の定期的な把握調査に取組んでいる。法人のCSR対応と並行して園の保育の取組みの中で保育専門職としての一方向的な満足感のみならず、双方向性の観点から子どもや保護者の満足感も視点に入れた客観的な調査・分析・検討する取組みが期待される。
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	ほとんど苦情の申し出が保護者から無く、地域の匿名の方から申し出があった時に、苦情内容と対応結果をホームページで公開している。園の「保育所 自己評価」内の「苦情解決」項目について「十分できてきている」と公開を行っている。しかし、保護者から申し出の少ない現状を意識して仕組みの機能性を課題とし、保護者等へ苦情解決の仕組みがわかりやすい説明になっているか、保育の質の向上に役立つ仕組みとして周知・理解されてるか等について検討し、保護者が苦情を申し出やすい仕組みの周知・理解に向けた工夫が期待される。
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	「重要事項説明書」に「家庭と園と双方で密なコミュニケーションをとりながら『共に育て共に育つ』そんな関係を築いていきたい」と思いを記述して、日々、保護者と話す機会をつくり相談内容によって分園舎の相談しやすい場所を確保して対応している。また担任以外の職員も保護者と対話できるように職員間の情報共有に努めている。現在の相談しやすい職員の配慮対応を活かし、園の取組として、複数の相談方法や複数の相手の中から自由に選べる環境について、わかりやすく説明した文書を作成し、保護者へ配布・掲示する周知の取組が期待される。
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	専門的保育従事者として保護者に対し子育て相談支援を行う取り組みや苦情に限定しない保護者からの意見や要望、提案等に対応するために意見箱の設置やアンケート実施等に取組んでいる。その取組をもとにして苦情解決の仕組みと同様に保護者の意見や要望、提案等を受ける手順、検討・対応方法、記録、利用者説明対応から公開等の園の対応として手引き・マニュアル等の整備が期待される。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	各職員がヒヤリハット帳票を週1回提出し、月末に園として集約後、法人様式の安全管理ヒヤリハットシートを申請報告する仕組みがある。現状の法人報告を発展させて、園内にリスクマネジャーを選任・配置する体制整備を期待したい。そして平日のクラス保育、土曜日の縦割り保育上で職員が能動的にリスクを感じた場面の貴重な報告や日々の安全チェック項目の不適事項及び改善事項の集約等から園長のリーダーシップをもとにリスクマネジャー中心の委員会等で要因分析や現場での工夫や実効性等について検討し園内研修充実に取組むことが期待される。
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	「重要事項説明書」を用いた保護者説明時に、新型コロナウイルス感染症を含めて各種感染症に感染した場合の対応の説明・理解に努めている。園で感染症が発生した場合、ICTアプリや園内掲示により保護者へ情報提供を行っている。法人管理の基本的指揮権の順位と各種マニュアルに従った感染症の取組を活用・発展させて、園長のリーダーシップのもとに園の立地する地域の感染症状況に合わせた安全確保の対策として、担当者・担当部署の設置や予防策等の定期的な評価・見直しに取組む責任と役割を明確にした園内体制の整備・充実が期待される。
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	「危機管理マニュアル」に基本的指揮権として法人の取締役から部長、部長代理、マネージャー、園長、主任、各担任等の順で命令・指示権の順位を定めたマニュアルに従い、毎月の避難訓練等に努めている。ゆえに現状の取組を活かして園に勤務する園長のリーダーシップのもとに法律で定められた事項や監査事項にとどまらずマニュアル等を園の状況に合わせて、子ども、保護者及び職員の安否確認の方法等について全職員周知・理解の取組や在職の管理者を定めた備蓄リスト作成・更新などの見直しを行い対応体制の積極的な整備が期待される。

III-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント	
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	法人が管理運営する全国の保育園における全ての職員が企業理念、保育理念、保育目標等を遵守することで安全・安心を前提とした高品質な保育を行うことを共通目的とした標準的な実施方法の文書化として「業務マニュアル（認可園）」の作成に取組んでいる。そして、園長のリーダーシップのもとに「業務マニュアル（認可園）」を業務の基本として保育の提供に取組んでいる。
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	毎年、年度中間に開催する法人の園長会議から年度末に向けて「業務マニュアル」を法人レベルで改訂・改正する仕組みがある。法人による改訂・改正の仕組みを活かすために、「業務マニュアル」を基本とした日々の保育実践をもとにして、PDCAサイクル視点から子どもが必要とする保育の内容・配慮の変化などの新たな気づきを活かすために職員や保護者等から意見や提案が計画的に反映できるように、園内で「業務マニュアル」見直しに取組む時期や方法等の仕組みを定めることが期待される。
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b	「運営規程」に保育士の職務として、主任保育士が園長を補佐する保育士の統括職責の明示から指導計画作成責任者となっている。「業務マニュアル」に「指導計画策定のポイント」としてPDCAサイクルを回すために「評価・反省」を明示し、「発達記録」等のアセスメントに即した計画策定に取組んでいる。「指導計画策定のポイント」の全ての指導計画のつながり手順を活かし、保護者の意向把握や「発達記録」等の子どもの心身状況のアセスメントから、子どもと保護者等の具体的なニーズを明記した指導計画の作成が期待される。
43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	「業務マニュアル」の指導計画の項目内容に「保育所保育指針を基とする」と明示して、保育士が「指導計画策定のポイント」を参考に指針に沿った指導計画の振り返り・見直しを行い策定に努めている。法人管理のマニュアル等に合わせたクラス担当保育士による月間指導計画や週日常の作成、実践、振り返りのPDCAサイクル視点の取組状況を活かして、保護者の意向把握や同意を得る園の仕組みとして手順の充実が期待される。
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	各職員は法人で統一した各様式や「業務マニュアル」をもとにしてPDCAサイクル的に保育実施の記録に努めている。園として職員間の共有が課題と認識している。また紙媒体の記録様式の保存に比べて電子媒体記録がデータベースに保存されていないことから共有ツールの不十分さも課題としている。ゆえに園の実状に合わせた各種課題への対応が期待される。
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	法人により「個人情報保護規程」が整備されている。「運営規程」に「保育園が保有する個人情報の保護者及び適切な取扱いに関する事項として『個人情報保護規程』の定めるところによる」と管理体制を構築し「業務マニュアル」の「個人情報と守秘義務」としてPCメールや個人の携帯電話の取扱いも含めた個人情報管理の標準化に取組んでいる。法人の規程等の整備にとどまらず園内で機能する規程に向けて、職員個人的責任に負う遵守と共に組織的責任による取組方として、各記録管理に関する規程等の理解・周知等から管理体制の充実が期待される。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b	全体的な計画は、法人が作成して各クラスで話し合いを行っている。職員会議で意見を出し合い、主任と園長が保育理念、保育目標をおさえ本園の特色をもって構成している。食育、家庭、健康、地域等、連動性をもたせている。しかし、養護に関する内容は、ひとまとめになっていて乳幼児の過程にそった構成になっていない。全体的な計画の作成により一貫性・連続性のある保育実践を展開していくため、養護に関する内容の構成を検討していくとともに、「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」との関連を考慮し作成していくことが期待される。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b	生活にふさわしい場として、室内は明るく温度、湿度、換気などで調整している。3・4・5歳児は同じフロアのため静的な活動や動的な活動など週日案で確認し音や声の大きさなどを配慮して子どもが活動できるよう環境を整えている。布団はリースしているため定期的に入れ替えて清潔を保っている。一人ひとりの子どもがくつろいだり落ち着いたりする場としては、柵や段ボールで仕切りを作るなど工夫しているが、遊具の配置や子どもの動線を考慮して環境を構成していくことが期待される。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	園児との関わり方（業務マニュアル）をもとに、安心感を持たせる言葉などの「プラスの言葉」、園児が不安になる言葉などの「マイナスの言葉」について園内研修を通してどのようなとき言葉が出るか振り返りをしている。指導計画は、保育者に思いを受け止めてもら自分の思いを安心して伝えていくようにする援助内容を記載している。「子どもの人権を考える」「保育者に気になる言動」の話し合いを行い子どもの権利侵害防止の視点を持って、子どものあるがままの姿を受け止め援助できるようにしている。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができるよう指導計画で各年齢児の発達をおさえて援助できるようにしている。保育者の手助けにより自分でできることは自分でやろうとすることや生活の一連の流れがわかり見通しをもって自分から身のまわりのことができるようになることなど、自分でやろうとする気持ちが育まれるようにしている。衣服の調節や水分補給、休息、健康や病気予防など自分の健康に関心がもてるよう援助している。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b	子どもが主体的に活動できる環境については、幼児は同じ空間で部屋を仕切っているため、週日案で活動内容を話し合い保育を進めている。5歳児は毎月、図書館へ行き乳児や3・4歳児の分も絵本を借りている。地下鉄やJRに乗って系列園と交流し畑で野菜づくりをしている。近隣の公園への散歩は目的に応じて異年齢交流をし虫や花など見つけたり図鑑で調べたりなど身近な自然と触れ合うことができるようしている。今後、興味のある玩具や遊びこめない子どもの対応など探求意欲が高まるような環境を計画的に構成していくことが期待される。

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	0歳児は、指導計画で養護（3つの視点）と教育が一体的に展開できるよう作成している。また、安心して探索活動を広げられるよう保育環境全体が応答的にかかわる計画を立てている。保護者とは送迎時のコミュニケーションを大切にするとともに、連絡ノートで子どもの生活や遊びの様子を記入して連携を取っている。興味と関心を持つ遊びは、壁付玩具等揃えているが、子どもの発達に合わせてつまむ、たたく、ひっぱる、つかむなど手や指を使って遊ぶものを多く取り入れ探索活動がさかんになるような環境を構成していくことが期待される。
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	3歳未満児（1・2歳児）は、指導計画で養護と教育を一体的に展開できるようになっている。また、自己主張を受け止め思いを表出できるようゆったりかかわるなど子どもの自我の育ちを支えられるよう計画を立てている。1歳児は棚から玩具を自由に出せるようにして、2歳児は玩具が絵でわかるよう表示をして興味のあるもので遊べるようにしている。保護者との連携は送迎時のコミュニケーションとともに、連絡ノート、ホワイトボードで毎日の活動と写真でも子どもの様子がわかるよう掲示している。
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	3歳以上児の保育は、指導計画で養護と教育を一体的に展開できるよう作成し、発達に応じた集団へのかかわり等の計画を立てている。月指導計画や週日案で「子どもの姿と評価反省」欄はクラス全体の子どもの様子を記入している。個々の子どもの育ちは個人記録、発達記録を期ごとにⅠ期から4期まで記録している。日々の個々の記録は、担任に留まっている。個の成長と集団としての活動の充実を図っていくために、指導計画と個々の記録との連動性を園全体で検討していくことが期待される。
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	障がいのある子どもの保育は、支援児童指導計画で感情や行動、人とのかかわり、生活や遊び面などを作成し子どもの状況に応じた保育が行われるようにしている。児童発達支援による個別支援計画書の課題や目標等を共有している。園での日々の様子等は、園に児童発達支援の職員がお迎えに来た時、連携を取っている。年に2回巡回支援相談員が訪問して助言を受けている。法人はオンライン研修や相談支援の体制が整っていて、職員は必要な知識や情報を得ている。保護者とは、面談や送迎時に日々の子どもの様子を細やかに伝えている。
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	長時間にわたる保育は、指導計画に落ち着いた環境で過ごせるよう位置づけがされている。子どもの人数に応じて3・4・5歳児は合同になり好きな遊びができるよう配慮している。0歳児と1歳児は17時頃までそれぞれの部屋でゆったり過ごしている。2歳児は3歳児の部屋で遊べるようにしている。延長で過ごす部屋が決められていて子どもの移動もスムーズに流れている。保育士間の連携は、0・1・2歳児は日課表をもとに申し送り事項を記載している。3・4・5歳児は伝言板を利用して保護者に子どもの生活の様子等を伝えている。
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	就学を見通した保育は、指導計画で就学を意識した規則正しいリズムで生活することなどを記載して保育が行われるようにしている。小学校との連携は、保育園の子どもが小学5年生と交流を行っている。区幼保小連携推進協議会ではブロック交流で、事例による（幼児期の遊びと児童期の学びのつながり）研修を行っている。子どもの育ち・発達の状況を記録した「保育所児童保育要録」を就学先の小学校に送付するとともに、気になる子どもについては、電話で引継ぎを行っている。保護者とは、小学校就学に向けて個人懇談会を設けている。

A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a A⑩	子どもの健康管理は、保健業務マニュアルをもとに健康状態の観察など、看護師が要点を定期的に伝えている。個々の子どもの健康状態については、看護師が各クラスを回つて様子を把握している。また、伝言ノートに記録して職員間で共有している。既往症や予防接種の状況は保護者から健康カードに記入してもらえるようにしている。保健計画を作成して、季節ごとに気をつけることや感染症情報などの保健だよりを毎月保護者に発行している。乳幼児突然死症候群（SIDS）は、午睡チェックの仕方や心肺蘇生など定期的に研修を行い実地訓練をしている。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a A⑪	健康診断は年2回、歯科健診は年1回を行い、記録をして職員と共有している。実施後、歯の模型を使った歯みがき指導やよく噛んで食べること、バランスよく食べることなど保育に反映している。保護者には、保健だよりを通して、虫歯予防、歯みがき指導など知らせている。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a A⑫	アレルギー疾患のある子どもの対応は、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインをもとに、医師による生活管理指導表の記入、保護者との面談、職員の共通理解、対応の見直しの流れで対応している。保護者と毎月の献立を確認している。食事の提供は、「保育室及び調理室の対応」マニュアルで保育士と調理担当者との確認、配膳等をもとに対応している。他の子どもには、相違についてわかりやすく話している。保護者には重要事項説明書で伝えている。看護師を中心にアレルギー全般について園内研修を行い、エピペン使用の実地訓練をしている。
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a A⑬	食育計画を作成して指導計画に連動性を持たせて、子どもの発達に合わせた保育の実践ができるようにしている。2歳児は、スプーンでくいやすい食器を揃えている。野菜にさわる、ちぎる、混ぜる、皮むきをする、栽培や収穫をする、クッキングづくりをするなど各年齢児に合わせて食育計画を立てているため、食育から食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。系列園の畑を借りてさつまいも、かぼちゃ、大根等を植えて収穫をしている。保護者には、食育だよりでお勧めのメニュー紹介をしたり、レシピや子どものクッキングづくりの様子を写真で掲示したりして伝えている。
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べことのできる食事を提供している。	a A⑭	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理については、特に0歳児は担任、栄養士、家庭と連携して発達段階に合わせた食事を進めている。体調が悪いときは軟飯にしたり歯がグラグラしているときは、刻み食にしたりしている。味つけ、分量、固さ、形など検食簿にまとめて、子どもの食べる量、残食量で好き嫌いを把握して献立・調理に反映している。月に1回、郷土料理の日として地域の食文化を子どもに伝えている。衛生マニュアルにもとづき衛生管理が行われ衛生管理者、園長を明記して衛生管理の体制を整えている。

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 A⑪	b	家庭との連携は、0・1・2歳児は連絡帳で子ども一人ひとりの遊びや活動を伝え、幼児は、ホワイトボードで毎日の活動の様子を掲示している。また、送迎時に子どもの姿を伝えている。クラス懇談会や個人懇談会、保育参観を設けてクラスの活動等を理解してもらうとともに、子どもの成長を共有できるよう援助している。個人懇談会や相談を受けた場合は、記録を取っている。しかし、必要な内容を職員に周知していない場合もあり、今後、職員と共有して保護者との連携を図っていくために、必要な情報が職員に確実に伝わっていくことができるよう周知方法を検討していくことが期待される。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 A⑫	b	保護者との日々のコミュニケーションは、お迎え時のあわただしい時間帯は保育士間で連携を取りながら対応できるようにしている。園の特性を生かして保護者の不安や悩みに寄り添い子どもの成長を喜ぶ気持ちを共感し合えるようコミュニケーションを取っている。保護者からの相談は、主任、園長と助言が受けられる体制を整えている。地域に関する子育て支援の情報は、掲示をしているが、状況に応じて保護者に適切に紹介、提供していくまでには至っていないため、今後、それらの関係機関との連携、協力を意識して様々な社会資源を活用しながら支援を行うことが期待される。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 A⑬	a	虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、虐待チェックシートを活用して早期発見につなげている。日常保育では、子どもの行動、母親の対応の変化やおむつ替え時に把握するなどしている。また、子どもから言ってくることも多いため、子どもの特質や話を聞くポイントをおさえて対応している。子ども・母親の様子に違和感を持ったらすぐに主任、園長に伝える連携体制を整えている。虐待等権利侵害の恐れがある場合は、保護者の言動の背景を丁寧にアセスメントをして児童相談所につなげ連携して対応できるようにしている。職員研修は、人権侵害、虐待対応マニュアルをもとに実施している。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 A⑭	b	保育実践の振り返りは、週日案・保育日誌・月間指導計画の子どもの姿と評価反省欄、年間指導計画は、期ごとの自己評価欄に記載して次の期へつながる一連の流れになっている。クラス打ち合わせ、週打ち合わせ、乳児・幼児打ち合わせ、職員会議で職員間で共有している。しかし、指導計画等のねらい、環境構成、保育士の援助などは職員相互の話し合いから保育実践の振り返りを行っていない。職員間でお互いに言い合える環境づくりを進めている。今後、指導計画の保育実践の振り返りが職員相互の学び合いや協働の基盤づくりにつながっていくことが期待される。